

令和8年1月15日

分解清量水器の売却

標記について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

一般競争入札説明書（入札公告）

1 入札に付する事項

- (1) 案件名称 分解清量水器の売却
(2) 売却数量 別紙「分解清量水器数量内訳表」のとおり
(3) 入札方法 郵便入札
(4) 引渡期限 令和8年3月19日（木）
(5) 入札回数 開札をした場合において、落札者とすべき者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことができる。この場合において、再度の入札は原則2回以内とする。

2 入札参加資格

次の要件を満たす法人又は個人であること。

- (1) 公告日の前月末から契約締結まで引続き、大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
(2) 入札参加申請日から契約締結まで引続き、企業団の入札参加資格者として登録されている者であること。ただし、企業団の入札参加資格登録を無効とする場合でない者であること。
(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪

広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 大阪府の区域内にある者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。それ以外の者にあっては、所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (6) 最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (7) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪広域水道企業団規則第5号）（以下「暴力団排除措置規則」という。）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
 - ウ 企業団との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）

3 入札参加資格審査申請手続

大阪広域水道企業団のホームページに一般競争入札申込書の様式を掲載するので、公告の日から入札参加資格審査申請受付期限までの間に、これをダウンロードして作成、提出し入札参加資格の審査を受けなければならない。

ホームページのURL

https://www.wsa-osaka.jp/jigyosha/nyusatsu_keiyaku/sonotakeiyaku.html

- (1) 期間 令和8年1月15日（木）から同年2月2日（月）まで（土曜日、日曜日を除く）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（郵便の場合は必着）

- (2) 提出場所 下記「17 問合せ先」に同じ
- (3) 提出する書類
- ア 入札参加資格審査申請書
- イ 誓約書
- (4) 提出方法 提出書類は、郵送又は持参によるものとする。
- 郵送による場合は、下記のとおり記載のうえ、上記(3)の提出書類を(1)で定めた期間内に必着すること。また、一般書留又は簡易書留等により配達記録が残るものを使い活用すること。

(送付物表面の記載)

〒581-0007 八尾市光南町一丁目4番 30号
大阪広域水道企業団 八尾水道センター 総務課 契約管理担当
(分解済量水器の売却 入札参加資格審査申請書 在中)

4 入札参加資格審査申請の結果通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和8年2月4日までに電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認めなかった者に対する理由を付して通知する。

5 契約条項を示す場所

下記「17 問合せ先」に同じ

6 現物確認

- (1) 日時 令和8年2月12日（木）まで
- (2) 場所 大阪広域水道企業団 八尾水道センター施設内
- (3) 連絡先 下記「17 問合せ先」に同じ
- (4) その他 現物確認を希望する場合は、希望日の2日前までに事前に申し出て、時間調整の上、当センター職員立ち合いのもとを行うものとする。

7 仕様書等に対する質疑及び回答

- (1) 仕様書等に対する質疑は、入札参加を認められた者が電子メールで行うこととし、他の方法によるものは一切受け付けない。なお、質疑を行う場合は、受信確認のための送付後に電話連絡を行うこと。
- ア 質疑受付期間 令和8年2月5日（木）午後3時まで
- イ 提出先 下記「17 問合せ先」に同じ
- (2) 質疑に対する回答は、令和8年2月9日（月）に電子メールにより行うこととする。なお、受け付けた質疑及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対しても、同日に電子メールにより通知する。

8 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。なお、持参する場合は、

開札開始時刻までにとし、郵送の場合は、令和8年2月13日（金）まで（必着）に、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかによる受付とする。口頭及び電話による辞退は認めない。

9 入札保証金

- (1) 大阪広域水道企業団契約規程(平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号) 第16条の規定に該当する場合は、入札保証金を免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金として入札価格の100分の1に相当する金額の100分の2に相当する金額を企業団に支払わなければならぬ。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。
 - ア 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱別表十三（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - イ 大阪広域水道企業団入札参加停止要綱別表六（安全管理措置）（2）イの規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ウ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - エ 死亡・傷病・退職により配置技術者が欠けるため契約を締結しない場合

10 入札の中止

入札に参加する者の数が1に満たない場合又はその他やむを得ない事由による場合には、入札を中止する。

11 入札の執行等

- (1) 入札方法等
 - ア 入札方法
 - i 入札書及び入札金額内訳書（2回目以降は不要）には、入札金額、入札者の所在地、商号又は名称並びに代表者の職及び氏名を記載し、代表者印を押印の上、受付期間内に受付場所に郵送して提出しなければならない。
 - ii 入札書の提出方法は、八尾水道センター郵便入札手引きに従うものとする。
 - イ 入札書受付期間 令和8年1月26日（月）から同年2月13日（金）【必着】
 - ウ 受付場所 下記「17 問合せ先」に同じ
 - エ 総価による入札とする。
 - オ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。

(2) 開札日時及び場所等

ア 日時 令和8年2月16日（月）午前10時00分

イ 場所 八尾市光南町一丁目4番30号

八尾水道センター 3階 第3会議室

ウ 入札参加者は、開札を傍聴することができる。ただし、参加人数は、1事業者1人までとし、開札に関する意見や発言等は認めない。

12 入札の無効

入札及び虚偽の申請を行った者のした入札、予定最低価格未満の入札又は八尾水道センター郵便入札手引きに反する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、企業団により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

13 落札者の決定

- (1) 予定最低価格以上で、最高の価格で入札した者を、落札者とする。
- (2) 入札の執行回数は3回とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。この場合は、八尾水道センター郵便入札手引き「3 入札の取り扱い (3) 同額入札の場合」のとおり、くじを引くこととする。
- (3) 落札者へは、開札日に電話連絡を行い、開札日の翌営業日までに大阪広域水道企業団のホームページに掲載し公表する。

14 契約保証金

落札者は、当該契約を締結するにあたり契約希望金額（売買金額）の100分の5以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）第30条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除する。

15 契約の締結

契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

なお、開札日から契約締結日までの間において、落札候補者又は落札者が、入札参加停止措置若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、落札候補者については無効とし、落札者については契約を締結せず、又は解除することがある。

この場合において、当団は一切の責めを負わず、違約金として落札金額の100分の2に相当する金額を徴収するものとする。また、落札者が契約を締結しな

い場合も同様とする。

16 その他

- (1) 提出書類は、返却しない。また、提出書類は落札者決定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (2) 入札参加者は、本公告文、分解済量水器の売却 仕様書及び八尾水道センター郵便入札手引きを熟読の上、入札に参加すること。
- (3) 一者入札の取り扱いは、有効とする。
- (4) 契約書の作成は、別添契約書による。
- (5) 分解済量水器の売却重量の算出方法は、種類ごとに重さ（複数個）を量りその平均値を算出し、それを個数倍したものである。
- (6) 入札参加者は、本説明書及び契約書を熟読しそれらを遵守すること。

17 問合せ先

八尾市光南町一丁目 4 番30号

大阪広域水道企業団 八尾水道センター 総務課 契約管理担当

電話 072-923-6300

電子メールアドレス yao-keiyaku@sbox.wsa-osaka.jp